

船舶事故調査報告書

令和元年11月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	養殖施設損傷
発生日時	平成31年2月20日 21時17分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市岩井崎南南東方沖 岩井崎灯台から真方位151° 1,500m付近 (概位 北緯38° 49.0′ 東経141° 36.7′)
事故の概要	漁船第一東洋丸は、北進中、わかめ養殖施設に進入し、養殖用ロープを切断した。
事故調査の経過	令和元年6月5日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第一東洋丸、147トン
船舶番号、船舶所有者等	133294、株式会社東洋漁業
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 漁労長、海技免状なし
負傷者	なし
損傷	本船 なし わかめ養殖施設 養殖用ロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び漁労長ほか10人（日本国籍4人、インドネシア共和国籍6人）が乗り組み、まぐろ延縄漁を終え、気仙沼市気仙沼湾西湾口付近に向け、船長が船橋当直につき、自動操舵により北進していた。</p> <p>船長は、入港に備えて在橋していた漁労長に用を足しに行くが体調が悪いので時間が掛かる旨を伝えて降橋した。</p> <p>漁労長は、入港時刻が予定より大幅に遅れていたこと、及び船長の体調が悪いことを知り、できるだけ早く入港しようと思い、GPSプロッターの画面を見て、針路を航程が短縮できる気仙沼西湾第1号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の西方に向けてわずかに左方に転じた。</p> <p>本船は、船長が、約40分後に昇橋した際、左舷方に見て通過するつもりであった本件灯浮標を右舷船首方に認めて驚き、レーダーで船位の確認を行ううちに本件灯浮標の西方を通過し、養殖施設が設置されている水域に進入したかもしれないと不安に思いながら航行を続けていたところ、わかめ養殖施設に進入し、養殖用ロープを切断した。</p> <p>漁労長は、甲板部航海当直部員の認定を受けていた。</p>
分析	本船は、北進中、船長が、予定針路を外れて航行していることに気

	付いた際、船位の確認に気を取られ、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、わかめ養殖施設に進入して養殖用ロープを切断したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、夜間、本船が、北進中、船長が、予定針路を外れて航行していることに気付いた際、同じ針路及び速力で航行を続けたため、わかめ養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中、船位に不安を覚えたら、行きあしを止めて船位を確認すること。</li><li>・乗組員同士は、緊密なコミュニケーションを図ること。</li></ul>